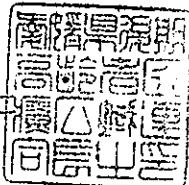


愛媛県後期高齢者医療広域連合告示第7号

愛媛県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年愛媛県後期高齢者医療広域連合条例第14号）第4条の規定により、平成23年度における愛媛県後期高齢者医療広域連合の人事行政の運営等の状況について、別紙のとおり公表する。

平成24年10月30日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長 野志 克仁



# 愛媛県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況

## 1 任免及び職員数に関する状況

広域連合の職員は、地方自治法第252条の17の規定に基づく県内の構成市町から派遣されており、職員は派遣元市町と広域連合との身分を併任しています。

### (1) 職員数（平成23年4月1日現在）

平成22年	平成23年	対前年増減数
25人	25人	0人

※広域連合職員定数条例による定数は26名

## 2 給与の状況

### (1) 人件費の状況

区分	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
平成23年度	千円 181,748	千円 14,745	千円 145	% 0.08

市町から派遣されている職員の給与は、派遣元市町から毎月支給され、年度末に派遣元で支給された給与相当額を広域連合から人件費負担金として派遣元に支出しています。

平成23年度の人件費負担金額は、169,410千円です。

### (2) 職員の平均給料月額及び平均年齢（平成23年4月1日現在）

平均給料月額	平均年齢
—	37.8歳

### 3 勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時から13時まで

#### (2) 休暇

種類	休暇の概要、取得の要件等	取得可能日数等
有給休暇	年次有給休暇	1年につき20日（前年の繰越日数の上限20日のため、最高40日）
	療養休暇	・公務災害・通勤災害の場合は必要と認められる期間 ・結核性疾患については1年、その他の負傷又は疾病については90日を超えない範囲内で必要と認められる期間
	特別休暇	公民権の行使：必要と求められる期間 産前休暇：8週間以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合に 出産の日まで 産後休暇：出産後8週間 忌引：父母の場合7日など 結婚休暇：連続する7日 リフレッシュ休暇：30年勤続3日 20年勤続2日 夏季休暇：3日
無給休暇	介護休暇	一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内

### 4 分限及び懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分の状況

平成23年度において、処分はありません。

#### (2) 懲戒処分の状況

平成23年度において、処分はありません。

## 5 服務の状況

### (1) 職務専念義務免除の状況

延べ件数 5 件

### (2) 営利企業等従事許可の状況

延べ件数 2 件

## 6 研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修

広域連合において実施する研修の実績はありませんが、職員は派遣元が実施する研修に参加しています。

### (2) 勤務成績の評定

広域連合において勤務成績の評定は実施していません。

## 7 福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の健康管理

職員の健康診断は派遣元が実施することとなっておりますが、派遣元での健康診断の受診が難しい場合は、広域連合で実施します。

平成23年度は5名が受診しました。

### (2) 公務災害補償の状況

平成23年度において、実績はありません。

## 8 公平委員会の業務の状況

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成23年度の措置要求事案はありません。

### (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成23年度の不服申立て事案はありません。